

第二次世界大戦前の商法と建設業会計

高橋 伸子

- I. はじめに
- II. 日本資本主義の発展と商法の改正
 - 1. 明治44年と昭和13年の商法改正
 - 2. 東京商工会議所の役割
- III. 建設業会計の展開
 - 1. 業界団体の誕生
 - 2. 近代的経営意識の醸成
- IV. 特定企業の財務諸表分析
 - 1. 東京湾埋立(株)の創立の経緯
 - 2. 営業報告書の検討
- V. おわりに

I. はじめに

前稿¹⁾では明治政府の殖産興業政策推進により、資本主義の端緒についていた日本で、当時の経済状況、社会状況を背景とした建設業の一産業としての興隆起源、またその中の会計意識の萌芽について検討してきた。その後日清戦争を経て発展軌道に乗った日本経済社会と、その中の一産業である建設業は、どのような状況下で変遷し拡大していく、会計に対する要請の変化はどのような形でみられたのかを継続してみたい。資本主義経済の発展に伴い、一般に言われる企業会計の必要性—企業内部での自生的な需要と、外部の利害関係者からの要請—はどのように醸成していったのか。その企業会計に対する当時の必要性と、当時の商法の計算規定には整合性がみられたのか、その両者間に矛盾があった場合には、どのような原因によったのかを考

察していきたい。

商法は前稿でみてきたように明治32年に制定され、その後明治44年、昭和13年に大幅な改正があったが、本稿ではこの明治期の終わりから第2次世界大戦前までの時期の日本経済の状況を、経済法としてまた当時では唯一の計算規定としても機能していた商法の改正をめぐる動きによって踏まえ、その時期の建設業の発展状況と同時期における土木建設業を営む一企業の財務諸表の分析とを併せてみることにより、マクロレベルからミクロレベルまでを繋いでいる関連性を探りながら、この時期の会計の意義を考察していきたい。この時期の日本は戦争と大震災の中で、経済の勃興とその反動的不況を繰り返した波乱期である。このような状況下、日本経済の拡大・発展に伴い、経済団体、業界団体の興隆が散見される。商法改正については経済団体が大きな役割を果たしたが、建設業界でも業界団体の結成、活動がみられる。これらの経済団体活動の変遷を絡めながら、当時の経済状況の変遷をみていきたい。

ここではまず、資本主義の進展に伴い、企業活動上のどのような要請がどういった商法の改正に繋がっていったのかを見る。次に派生的な請負業からスタートした建設業がどのように発展し、業界内、企業内でどのような変化がみられたのかを見て、その上で建設業を営む一企業の財務諸表の分析により、当時の企業経営の会計に対する要請とその意義について考察して行きたい。

II. 日本資本主義の発展と商法の改正

経済発展が未成熟であった日本では、すでに出来あがっている先進国の経済、法律制度である商法を取り入れたが、それは主に大陸法に依ったものであった。明治23年に制定された旧商法に代り、商法典論争を経て明治32年に新商法が公布、施行されたが、それは実体経済の誘導の役割をも担っていた。その後商法は、第2次世界大戦前までに戦争、災害、景気の循環が繰り返されるという様わりする経済状況

を背景とし、実態との矛盾を調整する必要から、明治44年、大正11年、昭和7年、8年、13年に改正されている。当時の商慣習には斟酌するにたるもののがなかったことから、当初は経済の実態をあるべき姿に整備していくこうという意図を持った政府によるいわば一方的な導入であった。その後、発展成熟していった経済実態を踏まえて改正されていった商法は、現実の企業経営に対してより実効性の高いものになっていたのか。資本主義の発展状況は、商法改正のどのような点に投影されるのか。

ここでは、明治44年と昭和13年の商法改正に焦点をあて、経済実態、企業活動上の具体的な要請がどのような改正内容に繋がっていったのか、特に計算規定に関する改正をみていく。次に改正時に大きな役割を果たしている経済団体の活動がどのように生まれ、変遷し、経済発展の中でどのような役割を果たすようになっていったのかを検討することによって、この時期の経済発展の度合を確認したい。

1. 明治44年と昭和13年の商法改正²⁾

明治32年に新商法が成立した直後からその修正に関して取り沙汰されていたが、その後の経済社会の変遷の中で、その要請が顕在化していった。日清戦争後の戦後恐慌、金融恐慌を経て、紡績会社、銀行の合併が促進されたが、この傾向は日露戦争後の恐慌過程を通じて更に進み、諸製造業の合同、また大会社によるカルテル活動が盛んに行われた。日清・日露戦争後の戦争景気により企業が乱立し、その後の恐慌期で倒産、整理、統合の過程を経て大企業へと資本が集中していったのであるが、そういう経済社会の実態に対応するべき規定が商法において不備であり、その補正の必要性が生じたのである。

具体的に経緯を見れば、東京商業会議所³⁾からの修正要望に関する意見書の提出を契機として政府による改正作業が開始されたのであるが、法律取調委員会での審議過程において、更に各地の商業会議所、船主同盟会、保険同盟会などの経済団体をはじめとした多くの意見書が出された。これら経済界等からの改正意見を基礎として論議が

なされたが、緊急性を理由に改正の範囲は経済界からの要望事項に限定されていた。

結果として明治44年に公布、施行された商法の主な改正事項は、会社の設立、発起人・取締役・監査役の責任、会社財産の確保、会社の合併・組織変更・精算、社債の発行などである。この中で計算規定に係るのは会社財産の確保に関してであり、財産目録、貸借対照表に記載する財産価格の評価原則について評価益の計上を禁止し、企業の健全性を維持しようとする保守主義的修正であった。明治32年商法では、財産目録に記載される財産に付すべき価格は、時価主義がとられていたが、この改正では時価以下主義に変更されている。これは恐慌過程における企業倒産の経験からの発想に依っている。しかしこの時価以下主義は過大評価は認めないが過少評価は認めるものであったため、当時から様々な批判があり、その中には評価基準の規定化そのものについての疑義の呈示も含まれていた。

この明治44年の改正については、経済界の要請が契機となり、その要請に対して応えるという注目すべき点がみられたが、昭和13年の商法改正に際しては、更にその傾向は顕著になっていった。財界では、昭和金融恐慌を契機として休業銀行整備の過程での商法の不備に関する認識が発端となり商法改正活動がおこったが、その中心となったのが当時唯一の全国的な民間経済団体であった東京商工会議所内に昭和3年に設置された商事関係法規改正準備委員会である。同委員会では、民間経済団体からの様々な改正意見が総資本の要求として取りまとめられ、殆どそのまま同改正法に採用されたのである。

その結果、昭和13年に改正された商法の主旨は、会社債権者、株主の保護を積極的に図り、かつ会社機関の合理化により経営の近代化・健全化を実現し、会社制度に対する一般の信頼回復に努めると同時に、日中戦争勃発の中益々必要となる企業資金確保のための資本調達方法の多様化、完全化、株式流通の容易化を図り、また多様に展開される企業合同（コンツェルン化）の事態に応じ、これに関する法制の整備と企業の維持を図ったものであった。この中の計算規定に関する

改正は、財産目録、貸借対照表の作成時期等に関する規定が整備されたことと、営業用固定財産の価額として取得原価主義が採り入れられたことであった。ここでは、明治44年の改正時に議論の末に時価以下主義が採られた評価規定がまた変更されているのである。この変更に関する要請をみていくと、有価証券、土地の値下がりが激化していた当時において時価以下主義の強制により、資産の収縮、強いては企業の倒産に繋がる事を懸念していたことがわかる。

改正の主旨をみると、当時の不況、信用収縮、資金調達の困難、倒産という企業経営が悪化を辿るサイクルの中で、経営の近代化、健全化を法により整備し、企業経営に対する信頼を取り戻すことで、経営に不可欠な必要資金の調達の確保に資しようとした内容であったことが窺われる。

2. 東京商工会議所の役割

前述した通り、昭和13年の商法改正に際して最大の影響を及ぼしたのは、一経済団体である東京商業会議所であった。同所に設置された商事関係法規改正準備委員会の機能と役割は、行政機関が設置する現在の様々な審議会と等しいものであった。何故構成員の利権を代表する一経済団体が、ここまで大きな影響力を持つに至ったのか。その設立の経緯からみていくと、東京商業会議所設立の契機は、明治の初期のあらゆる経済インフラと同様に政府主導の設置であった。創立時の会頭であった渋沢栄一の述懐によれば、明治11年頃に大隈重信から、“条約改正に関しての英國との交渉の席上、世論を楯に改正をせまったところ、個々の申し出は世論とは言えず商人が集合協議する仕組みが無い日本では世論は存在しない旨の指摘を受けたため、条約改正を進めるためには世論を作る場所を形式的に作る必要がある”との相談を受けたことが、商法会議所（明治23年条例により商業会議所と改称された）の創設に繋がったとしている⁴⁾。このような経緯で創設された商法会議所は、政府からの年額補助千円を受け、明治11年募集に応じた51名の会員で発足した。初集会で定めた会頭、副会頭、各種

理事委員の中には、三井、三菱、大倉、川崎など、当時政商と呼ばれ、その後の財閥の流れを組む一族の者が名を連ねている。

その後、政府の殖産興業政策に協力すべく、商法会議所は各地に続々と設立され、明治14年には34ヶ所にまで達していた。しかし、政府の庇護により育まれた団体であったので、数は多くとも商工業者の雑然たる集団であったというのが一般の実情であったようである⁵⁾。そのような後発団体と比較すると、政府と様々な面で密接な利害関係のあった経営者から成った東京商法会議所では、当初から諸官庁を対象にした意見活動を活動分野としており、政府の政策に対する影響力は強かったとみられる。当時の活動について、「(略)…、諸官庁の諮問機関としての機能がその中心を占め、官庁からの諮問および調査の要求は頻繁をきわめ、商工会は復申応答に全く忙殺される状態であった。…(略)…各会員がそれぞれ自ら営む業務の面について、資料を提出し、意見を述べるなど、彼ら自ら立案成文の任に当り、よく商工業者の痛切な声を代表していた。」とあり⁶⁾、有力経営者層の経営活動の利害に関する意見が、政府の政策にも直接の影響を与えていたと推察できる。このような流れの中で、同所は経営に大きく影響する商法の改正に関しても、強い影響を持っていったと思われる。

このようにみていくと、経済発展の中で徐々に勢力を伸ばし、経済政策をも左右するまでに影響力を拡大したというよりは、創設当初から政府との共同体として一定の権能をもっていたのではないかと考えられる。

III. 建設業会計の展開

国内資源が乏しい日本では、食料や工業原料を輸入に頼らざるを得なく、明治開国以来の基本的な経済政策は輸出の促進を中心となっていた。その中で、ほとんどが内需であり派生的産業として発達してきた建設業も、日本経済の拡大・発展に伴ない、一産業として確立していった。他産業では産業全体の発展に伴い、企業組織の経営にも進展

がみられたが、建設業においてはどうだったのだろうか。

ここでは、主に業界団体の誕生とその活動から、産業の変遷、発展の状況を探る。次に具体的に個々の企業での組織経営の変遷をみると、その進展状況を確認したい。

1. 業界団体の誕生

中小商工業者による同業組合が公に認められたのは明治17年のことであり、地区ごとに同業組合の設立を推進する政策がとられた。そのような初期の組合設立の流れの中で、建設業者間でも地域的組合の結成がみられる。しかし建設業の市場は、地域に限定される場合と地域を越えた対応が必要な場合に分れており、市場の中心が後者に移動する中で、組合も全国規模の業界団体に変容していった⁷⁾。現在、土木・建築業で規模別・地域別の業界7団体といわれる団体があるが、戦前が起源である団体は日本土木工業協会、建築業協会、全国建設業協会の3団体である⁸⁾。

それら組合設立の当初の動機は、会員外の不良業者の排除を含む市場の遵守、業者間の調整機関としての役割、発注者側に対する陳情・請願の際の団体としての伝達・媒介機能、業界の環境改善運動のための主体、広報活動の展開、調査などである。その後、第一次世界大戦を経て発展してきた他の各業界においては、事業主・経営者を主体とした自発的、自主的な組織の出現が漸くみられるようになっていったが⁹⁾、建設業界では前稿でみた(1)請負契約における片務性の解消、(2)営業税の改善、(3)議員被選挙権の獲得からなる業界の3大問題がその時期の建設業者全体の死活問題となっており、明治末期から設立されはじめていた各建設業界団体の一致した取組事項となっていた。また、直接にその問題解決を図る為に結成された団体もあった。

前節でみてきた経済団体は当初からある種の権能を持ち、経営活動の円滑化を図っていたのに対して、建設業界団体では、他産業と同等に一産業として認識されることが設立当初の要請の焦点であった。建設産業では、政府の主導により様々に規制され保護されてきて自立の

段階に入っていった産業群とは、団体活動においても大きな隔たりがあったことがわかる。

2. 近代的経営意識の醸成

それでは実際の企業における経営組織としての展開がどうであったのか、個々の事例から考察してみたい。

鹿島建設の前身である鹿島組では、4代目にあたる鹿島守之助が昭和11年に経営に関係してから、経営手法の刷新がみられた。明治末年に組長に就任した3代目の鹿島精一の時代について、「明治末期の鹿島組は個人経営といつても、実態は資本金十万元の匿名組合になっていた。数百万円にのぼる請負金額を扱うのに十万円の資本は少なすぎるようだが、まだ土木工事は人力が大きな部分を占め、高価な工事機械は施主側で準備して貸してくれる例であったので、資本金をそれほど固定する必要はなかった。」とあり¹⁰⁾、この時代では建設業が未だ労働力の集約と労務管理を主とする経営形態であったことが窺われる。その後土木工事、建築工事の双方が発展し、昭和5年にはそれまでの匿名組合から資本金300万円の株式会社に改組している。この時の資本金は、匿名組合の資本金100万円、積立金その他130万円、営業権評価70万円であり、内部留保からの拠出であったことが窺われる。また、取締役社長以下の経営陣は鹿島一族または長年の勤続者という顔ぶれのオーナー経営会社であった。しかし、経営状況の悪化から昭和11年には資本金を250万円に減資しており、そのような中で経営に参画した4代目守之助が推し進めたのは、施工能力の増強と科学的管理の提唱・実践であった。施工能力の増強は大量施工により、また科学的管理は予算統制と経営比較を活用したコストダウンにより実践された¹¹⁾。昭和12年の社内月報には、『予算に依る事業統制¹²⁾』、『予算統制の根本精神¹³⁾』、『正確なる標準原価調整の急務¹⁴⁾』といった著述を掲載しているが、その内容は原価管理の考え方、手法の基礎を社員に対して説く調子のものであった。守之助の代になって、漸く本格的な近代経営に移行していくことが窺われる。

竹中工務店では、代表であった竹中藤右衛門が大正9年に欧米視察をした際の経営面での成果の一つとして、営業部の“計算係新設”と“実費精算部の編成”が導入された¹⁵⁾。それ以前に会計的機能が全く存在しなかったというわけではないだろうが、コスト意識の高まりが推察できる。その後、大正15年に職制を制度化した際には、原価計算係を新設している¹⁶⁾。鹿島と同様に原価管理に関する意識が次第に醸成されていったことがみられる。

業界の中では先駆的であった鹿島、竹中の以上のような状況から、明治末期から第2次世界大戦前にかけて、建設業界では近代的経営に関する意識が漸く端緒を開いたと考えられる。そういった中で、明治33年にはすでに営業監督、会計監督、支配人、技師長による元方会議の設置など、整備された組織体制をつくっていた清水建設の前身である清水店は先駆的であったといえる¹⁷⁾。大正4年には合資会社清水組が設立され、五章から成る定款が作成されている。第四章の計算規定は以下の通りである。

第四章 計算

第壱拾壹条 当会社ノ計算期ハ壱年ヲ式季ニ分チ毎年拾弐月壱日ヨリ
翌年五月参拾壱日迄ヲ上半季トシ六月壱日ヨリ拾壱月参拾
壱日迄ヲ下半季トス（原文のまま）
但シ第壱季上半季ハ会社設立ノ日ヨリ翌年五月参拾壱日迄
トス

第壱拾弐条 当会社ノ業務執行社員ハ各計算期終了後弐ヶ月以内ニ左
記書類ヲ調整シ社員過半数ノ同意ヲ以テ承認ヲ受クルモノ
トス

- 一、 営業報告書
- 一、 財産目録
- 一、 貸借対照表
- 一、 損益計算書
- 一、 利益金処分案¹⁸⁾

合資会社清水組は、以下の出資額と責任で資本金100万円をもって設立された。

清水満之助	45万円	有限責任
清水釤吉	25万円	無限責任
清水一雄	15万円	無限責任
清水揚之助	15万円	有限責任

このように清水組は同族会社であり、所有者＝経営者は常に経営状態を把握していたということを考えると、定款に掲げられている計算書類の実質的な経済的意義はそれほど高くなかったことが推察できる。

建設業が一産業として確立する端緒は派生的な請負事業であり、資金需要の面で、設立当初から多額な設備資金・運転資金を必要とするために、資金の結集を可能とする株式会社組織で設立されねばならなかつた先駆的産業群とは相違していた。土木でも建築でも建設業者は労務管理業という側面が主であった時期が長く、多額にのぼる固定資産は必要なかった。先に3社の事例をみたが、表1に掲げた明治末期から大正期にかけて法人化した主な建設業をみても、当初はほとんどが個人事業として出発し、設備投資がそれほど必要なかつたことから、ある程度の富を蓄積して後、それを元に主として同族から成る合資会社、合名会社を設立する傾向が認められる。このような資本の特質は、企業会計に関する意識にも影響するものと考えられる。

IV. 特定企業の財務諸表分析

建設業を営む一企業の財務諸表を、現存する中でなるべく古い時期のものから検討し、経済、社会さらには産業の時代背景との関連性を探ることにより会計の意義を捉えていこうとする場合、検討可能な資料の存在は重要な問題である。バイアスをある程度取り除くために

表1 法人化した主な建設業

年号	業者名	形態
明治42年	竹中工務店 大林組	合名会社 合資会社
明治44年	安藤組	合名会社
大正元年	錢高組	合資会社
大正4年	清水組	合資会社
大正5年	飛鳥組	株式会社
大正6年	地崎組 間組	合名会社 合資会社
大正7年	鴻池組	株式会社
大正8年	松村組 星野組	株式会社 合資会社

* 岩下秀男『日本のゼネコン』相模書房、1997年、123ページより

は、複数の企業資料を比較することも必要であろう。しかし実際には、戦前の財務諸表が残存し、かつ提供してもらえる企業を捜すことは極めて困難であったが、幸運にも東亜建設工業株式会社から、その前身である東京湾埋立株式会社（以下、東京湾埋立）の大正9年1月創立時からの営業報告書を提供することができた。

しかし東京湾埋立を取り上げたのは、そのような消極的な理由からだけではない。前稿でみてきた建設業初期の興隆の中で、東京湾埋立は創立時の経緯や事業内容の面で、当時の他の建設産業と比較して注目すべきものがあった。建設の業界団体や他の建設企業に関しての戦前の財務諸表を見出し得ないことから、その時期には業界内的一般企業には財務諸表が整っていなかったと断定することはできない。しかし少なくとも当時、後にみるように他の建設業者と際立った事業内容の相違がみられた東京湾埋立において、財務諸表を含めた営業報告書という形式で企業外部関係者への開示が先進的に行われていたという事実は、当時の会計への要請を探る上で有力な手掛かりを得られることが期待されるのである。

ここではまず東京湾埋立の創立の背景と経緯をみていくことで、一般建設業との事業内容の相違点を確認し、次いでこの企業の大正9年

の創立時から第2次世界大戦前の昭和13年までの営業報告書を様々な角度から分析して、同企業にとっての会計の意義を検討していきたい。

1. 東京湾埋立の創立の経緯

東亜建設工業の前身である東京湾埋立を創業した浅野総一郎は、三井、三菱などの総合財閥に対比される産業財閥の一つで、セメント、海運を中心に展開した浅野財閥の創業者でもあった。産業財閥には、他に造船の川崎財閥、産銅の古河財閥があげられるが、いずれも金融部門を欠いており、総合財閥に後れをとったために二流財閥といわれた¹⁹⁾。浅野財閥で最初に軌道に乗ったセメント工場は、明治17年に払下げを受けた後、セメントの需要が建築土木関係事業の発展につれて増大し、明治30年には払下げに際して援助を受けた渋沢栄一、安田善次郎等の出資を得て、合資会社組織となった。また浅野は、明治29年に渋沢、安田、大倉喜八郎等と東洋汽船会社を設立している。

その後、欧米視察の体験から、近代的港湾の欠如が輸出入の障害になることに思い至り、東京湾築港の完成と関連して、京浜間に大運河を開削し、その土砂をもって海面を埋め立て、京浜間に大工業地帯を造成するという構想をたてた。この大事業のためには、何よりも巨額の資金調達力が必要であり、浅野は安田に資金的後援を求めた。大正2年にこの150万坪の埋立計画に対して、神奈川県庁から埋立免許が下り、鶴見埋築株式会社を創立、着工した。その後大正9年に埋立地の規模拡大に伴って販売・賃貸先が浅野系企業から一般企業へと拡大し、更に第1次世界大戦後の産業発展に伴った臨海工場用地需要の拡大、資金調達力強化への要請等の理由によって、浅野は東京湾埋立を創立、これに鶴見埋築株式会社を吸収合併した。

この事業は浚渫・埋立工事が主であり、土木工事には相違ないので現在の分類からすれば建設業であるが、当時では建築工事、土木工事を担う事業は建設業というより請負業という認識であった。だが、この工場用埋立地の造成には、道路、鉄道、港湾、電力、用水施設などの社会的生産基盤の整備も含まれ、また計画の策定から施工、販売ま

でを一貫して運営しており、東京湾埋立の実質的な事業内容は工業用地のディベロッパーであった。戦前、戦後を通して建設業は請負産業だったために、常に景気変動の影響を蒙っており、この他律的な事業からの転換を図って、多数のゼネコンはバブル期に“受注から造注へ”と称して自ら開発業者になった経緯があるが、東京湾埋立はその先駆的な事例であったのである。大正11年には不景気の影響から、経営の苦境対策として埋立の請負工事に進出しているが、それまでは、請負業である一般の建設業者とは様々な経営上の側面で全く相違していた²⁰⁾。重要な点としては、前述の通り一般建設業者が未だ労務管理を主とした事業を営んでいたのに対して、東京湾埋立は多額の設備投資を必要とする事業であったため、資金調達の手法やそれに伴う財務上の管理などは、経営に対する意識を大きく相違させる要因となっていたのである。

2. 営業報告書の検討

ここでは第一回（大正9年）から第三十八回（昭和13年）までの営業報告書に基づいて、東京湾埋立の初期の開示と財務諸表について考察していきたい。

東京湾埋立の半年毎に作成された営業報告書の開示内容は表2の通りである。また第一回営業報告書中の財産目録、貸借対照表、損益計算書、利益金処分案の内容は表3の通りである。これは明治44年に改正された商法の第4節「会社ノ計算」に規定されている内容に準拠した開示となっている。

営業報告書の第一項である「営業概況」では当該期の埋立工事についての進捗状況、販売状況の概要について述べられている。報告書第二項の「庶務大要」は株主総会の附議・決定事項、株式の異動数の状況、当該期の全ての登記事項と官庁許可事項、社員其他の従業員数についての報告である。第三項からは事業内容の詳細についてが明らかにされており、「埋築事業」については、会社の所有船舶それぞれの浚渫土量、工事毎の進捗状況・販売量が面積等で示され、また第十六

表2 営業報告書の開示内容

	T95.11月期 第1回	T13.11月期 第10回	S2.5月期 第15回	S4.11月期 第20回	S7.5月期 第25回	S9.11月期 第30回	S13.11月期 第38回
第一 営業概況	*	*	*	*	*	*	*
第二 旗務大要							
一、定時株主総会	*	*	*	*	*	*	*
二、株式	*	*	*	*	*	*	*
三、官庁許可事項	*	*	*	*	*	*	*
四、登記事項	*	*	*	*	*	*	*
五、役員及職員	*	*	*	*	*	*	*
第三 埋築事業							
一、埋築工事	*	*	*	*	*	*	*
二、防波堤工事	*	*	*	*	*	*	*
三、護岸工事	*	*	*	*	*	*	*
四、道路工事							
五、雑工事							
工事案件毎の詳細							
第三 工事大要							
一、鶴見港工事						*	
二、浚渫船其他船舶修繕請負工事						*	
第四 水力事業							
一、運転成績	*	*					
二、販売成績	*	*					
第四 当社所有地						*	*
財産目録	*	*	*	*	*	*	*
貸借対照表	*	*	*	*	*	*	*
損益計算書	*	*	*	*	*	*	*
利益金処分案	*	*	*	*	*	*	*
株主名簿	*	*	*	*	*	*	*

* 山口不二夫『日本郵船会計史』1998年、白桃書房、306頁掲載の表7-1を参考として作成。

表3 第一回 財務諸表

財產目錄												大正九年五月三十一日現在									
												額									
合計	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金
壹五、八六四、六四六	七〇、七四	六九、四四參	參壹、〇四參	五、參貳九	五參九	五參五	五參四	五參三	五參二	五參一	五參〇	五參四	五參三	五參二	五參一	五參〇	五參四	五參三	五參二	五參一	五參〇
六七五	八參〇	七五〇	九參〇	八參〇	六貳六	五壹貳	參八	壹參八	五壹貳	五參四	五參五	五參六	五參七	五參八	五參九	五參十	五參一	五參二	五參三	五參四	五參五
合計																					

貸借對照表												大正九年五月三十一日現在									
												額									
合計	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金
壹五、八六四、六四六	七〇、七四	六九、四四參	參壹、〇四參	五、參貳九	五參九	五參五	五參四	五參三	五參二	五參一	五參〇	五參四	五參三	五參二	五參一	五參〇	五參四	五參三	五參二	五參一	五參〇
六七五	八參〇	七五〇	九參〇	八參〇	六貳六	五壹貳	參八	壹參八	五壹貳	五參四	五參五	五參六	五參七	五參八	五參九	五參十	五參一	五參二	五參三	五參四	五參五
合計																					

損益計算書												大正九年五月三十一日現在									
												額									
合計	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金	銀行預金	現金
壹五、八六四、六四六	七〇、七四	六九、四四參	參壹、〇四參	五、參貳九	五參九	五參五	五參四	五參三	五參二	五參一	五參〇	五參四	五參三	五參二	五參一	五參〇	五參四	五參三	五參二	五參一	五參〇
六七五	八參〇	七五〇	九參〇	八參〇	六貳六	五壹貳	參八	壹參八	五壹貳	五參四	五參五	五參六	五參七	五參八	五參九	五參十	五參一	五參二	五參三	五參四	五參五
合計																					

利益金處分案												大正九年六月二十九日		
												此處分		
一、當期利益金												金貳拾貳萬四千參百六圓參拾貳錢五厘		
												金壹萬壹千參百圓也		
一、法定積立金												金壹萬圓也		
一、役員賞與金												金貳萬圓也		
一、株主配當金												金拾八萬七千參百六拾圓也		
												（創立株壹株二付金壹圓四拾參錢貳厘宛）		
一、次期継越金												金五千六百四拾六圓參拾貳錢五厘也		
右之通り二候也														

十三回から第三十四回の営業報告書では特に、総収入と総支出の総額のみの記載となっており、収益と費用の内訳については全く中身のわからないものとなっている。しかし、当時の商法は財産計算を重視する債権者保護が基本理念であったので、損益計算書の見劣りする開示内容も特に問題とされるものではなかったと思われる。

この商法に準拠した営業報告書に表された財務諸表の実際の意義を考えるために、この会社の金融がどうあったのかに着目してみたい。東京湾埋立の財務諸表中の貸借対照表によれば、財務上の債務である銀行からの‘借入金’および‘社債’の合計額が総資産中に占める割合は、社債を多額に発行していた第十五回から第十九回にかけての25%～30%を例外として、6%～12%で推移しており、2%を割り込む期も見られる。それに対して自己資本が総資産中に占める割合は、40%台～70%台で推移しており、自己資本中では資本金である‘株金’が常に90%以上を占めている。即ち必要資産を貯っている資金の源泉は、主に資本金なのである。この資本金の性格を更に掘り下げてみるために、株主名簿を検討したい。

第一回、第五回、第二十回、第三十八回の営業報告書中で上位10名の株主、各株主の保有株式数、経営者の任務を兼ねている株主の役職名は表4の通りである。発行株式総数は25万株であり、上位10名の占有率は常に発行株式総数の80%前後を保ち、非常に高い。この表から窺がえることは次の3点である。(1)第一回～第三十八回までの株式の移動では、同じ苗字間での株式移動が同族間であると仮定すると、大株主の変動はほとんど無いといえる。安田は同族間の持ち株を途中で一つにまとめている。(2)第五回報告書からは、大株主はほとんど個人名義ではなく、会社の代表社員としての名義となっている。(3)各株主の持ち株数にそれほど変化がみられない。

上記(2)について更に詳しく見ていくと、多くは当時の財閥の持ち株会社だったことが指摘できる。即ち保善社は安田財閥の持ち株会社であり、渋沢同族、大川合名も同様に財閥持ち株会社である。また当時の商法規定によれば、取締役は株主中から選出することとされる

表4 大株主概要

株主名	持ち株数	株主資格	東京湾埋立の役職
第一回			
浅野総一郎	74,886	浅野同族株式会社社長	取締役社長
安田善次郎	28,800	合名会社保善社代表社員	
渋沢敬三	19,343	渋沢同族株式会社社長	
安田善三郎	19,200	個人	
大川平三郎	13,434	個人	専務取締役
徳川家達	9,160	公爵	
渡辺福三郎	7,385	個人	監査役
安部幸之助	7,051	個人	取締役
徳川慶久	6,686	公爵	
尾高幸五郎	6,686		監査役
第五回			
浅野総一郎	80,186	浅野同族株式会社社長	取締役社長
安田善次郎	53,486	合名会社保善社代表社員	取締役
渋沢敬三	19,743	渋沢同族株式会社社長	
大川平三郎	13,334	大川合名会社代表社員	専務取締役
尾高豊作	9,329	尾高合名会社代表社員	
徳川家達	9,160	公爵	
徳川慶光	6,686	公爵	
下郷健三	6,686	東洋興業株式会社社長	
内田隣	6,400		
太田清蔵	6,017	微兵保険株式会社取締役	取締役
第二十回			
浅野総一郎	78,316	浅野同族株式会社社長	取締役社長
安田善次郎	53,386	合名会社安田保善社代表社員	
渋沢敬三	20,243	渋沢同族株式会社社長	
大川平三郎	13,474	大川合名会社代表社員	専務取締役
尾高豊作	10,649	尾高合名会社代表社員	監査役
徳川家達	9,160	公爵	
池田仲博	6,686	公爵：徳川慶光後見人	
内田隣子	6,400		
太田清蔵	6,017	第一微兵保険株式会社取締役	取締役
下郷寅太郎	5,000	仁済生命保険株式会社取締役社長	
第三十八回			
浅野総一郎	85,297	浅野同族株式会社社長	代表取締役社長
安田一	53,386	合名会社安田保善社代表社員	
渋沢敬三	16,543	渋沢同族株式会社社長	
尾高豊作	10,690	尾高合名会社代表社員	監査役
徳川家達	9,160	公爵	
太田新吉	8,963	第一微兵保険株式会社取締役	
大川鉄雄	7,254	大川合名会社代表社員	取締役
内田隣子	6,400		
土田鉱一	6,300		

が、浅野総一郎以外の経営陣を兼ねた大株主をみていくと、例えば第一回報告書で専務取締役の大川平三郎は富士製紙などを買収し、当時製紙王といわれた実業家であった。その他の取締役、監査役でも第一回営業報告書にある渡辺福三郎は横浜鉄道会社を設立、常務となり、その後渡辺銀行を創立して頭取となっており、安部幸之助は、東京湾埋立株式会社の前身の鶴見埋築株式会社で取締役であった横浜製糖の創設者であった安部幸兵衛の一族とみられる。また尾高幸五郎は浅野がセメント工場の払下げに際して援助してもらった当時の渋沢栄一の会計係であり、合資会社となった浅野セメント工場の出資者にも名を連ねている。第五回報告書にある太田清蔵は東邦生命保険の前身であった（第一）徴兵保険の専務から社長になっていた。以上みてきた通り、東京湾埋立の役員を兼ねるいずれの大株主も、当時の他の大手企業の経営責任を負う者であった。明治期の会社役員録によれば、東京湾埋立に名を連ねているこれら大株主はいずれもが、他の数多くの企業においても役員であった²¹⁾。

これらの事実から経営に参画していた大株主は名義上ののみの参画であり、実質は長期資金の融資者だった事実を窺うことができる。株主への配当率をみると、第二～十一回までの期で4%（年率8%）、第十二～十五回が8%（同16%）、第十六～十九回が6%（同12%）、経済状況が非常に厳しくなってきた昭和5年の第二十二～三十五回では無配当に転落している。これらの配当は実質的には長期資金提供者に対する確定利子であったと思われる。前節でみた、当初築港計画をたてた際に安田善次郎に対して資金援助を求めたやりとりの中で、浅野総一郎は援助資金額、償還期間、年利子率についてまでを言及していたという²²⁾。前述の通り、浅野財閥は金融部門が欠如していたのだが、東洋汽船設立時などでも事業計画における主な資金部分は、安田財閥の創始者の安田善次郎が無条件に近い形での出資、あるいは融資をしている²³⁾。東京湾埋立株式会社の第四回営業報告書から、安田善次郎を始めとして安田一族のいずれかの名前が常に役員中にみられるが、実質的には長期融資を行った債権者だったのである。安田以外の

ほかの大株主についても同じく、株主の移動、株式数の変化がないこと、経営陣を兼ねていても実質は安田と同様に他の大手企業の経営責任者だったこと、配当はほぼ毎年固定利率で支払われていたことなどから、長期融資を行った債権者だったと推定できる。

営業報告書を一見する限りでは、株主名簿中の何人かの大株主は本人または一族の者が、取締役・監査役にも名を連ねており、前節でみた鹿島組、清水組と同様の経営と所有が未分離であるオーナー会社とも見受けられる。その場合には、所有者は常に経営を把握しており、半期毎に作成される営業報告書の意味はほとんど無いといえる。しかし先に見たように、当社においては、浅野以外の大株主は実態としてはむしろ長期融資者であったのである。

この事実は、資産から負債を控除した正味資産の維持に関して、負債支払財源の担保であるという通常の債権者利益の保護の場合以上の重要性を与えることになると考えられる。債権者利益の保護という理念実現のための計算規定として、配当財源の制限規定が重視されるが、この場合のように、株主が実質的には長期資金提供者である場合には特にその計算規定は重要となる。例えば評価益などの未実現利益からの財源を配当に充てた場合には、配当支払後にも資産から負債を除した資本が、実態は長期貸付金である当初の資本金と同じ価値で保持され、更にそれに対応する資産は実質として確保され得るのか、ということが問題になる。長期融資者と同じ特性を持つ株主にとって、定率配当を実現する配当財源は、長期貸付金である当初の資本金を確実に侵蝕しない資本の增加分であることが必要であり、それは期末における資産の純増分により保証される。損益計算書で明らかにされる収益と費用の差額としての利益は、純財産の増加を跡付けるという二義的な意味しか持ち得ない。損益計算書によるどう稼いだのかについての説明より、資産から負債を除した資本は元本額を確実に保持しており、さらに配当財源は実際に増加した資産によって確保されていることの意味の方がはるかに重要であり、それを財産目録と貸借対照表によって明らかにしているのである。即ち定期的な財務諸表の開示で

は、まず「財産目録」により期末に保全されている財産を示す。次に「貸借対照表」により保全財産での元本回収の確実性と配当収受の保証が示される。そこで明らかにされた純資本の増加について「損益計算書」により跡付ける、という構造になっている。

このようにみていくと、債権者利益の保護という基本理念実現としての商法の貸借対照表重視の計算規定と、それに準拠した東京湾埋立の財務諸表——財産目録・貸借対照表が、開示が見劣りする損益計算書に優先され、詳細に開示されている——は、当社の最大の利害関係者である株主、実態は債権者による財務情報への要望に適っていることが結論付けられるのである。

V. おわりに

経済的後進性が著しかった日本で、急速な工業化の要請に応えた金融には、様々な独自性がみられる。設備拡充に多額の資金を必要とした紡績会社、私鉄鉄道は明治20年代に飛躍的に発展したが、その主要な源泉は株式資本であった。これら諸会社の大株主層は、華族中心から次第に財閥系、金融機関中心へ移行していったが、これら株主層には、異系資本家の共同による場合と、同族的な傾向が強く見られる場合があった²⁴⁾。また有力株主達は、当時の商業銀行が行っていた株式担保金融によって融資を受け、その資金で更に他社の株を購入するという投資行動を展開していた²⁵⁾。一方で、このような株主から選出される経営層である役員の実態をみていくと、実際には一人が複数の企業の役員を兼ねている場合が多いことがわかる。特に有力株主が関係していた企業にはその傾向がみられた²⁶⁾。実際には経営に携わらない株主は、東京湾埋立の場合に見られるように、実態は長期融資を行った債権者であったと推定される。

そして、商法で規定されている債権者保護という理念に基づいた計算規定は、当時の金融のこのような実態からの要請を反映していた。すなわち、実際の経営上は企業外部者であり実質的には債権者である

株主の利益保護を示すのが、期末の保全財産の開示と元本回収の確実性、受取利息としての配当金の保証を表示する貸借対照表であって、当時の会計に関する関心は主にそこに集中していた。企業活動において設備投資資金、運転資金は要であり、信用に基づいた速やかな調達は不可欠であるが、この時期における資金調達のための重要な信用創造手段の一つはこのような保有資産の開示であった。そしてその重要性は商法改正論争中に、資産の評価が再三議論され、変更されたことにも現れている。また、改正商法で新たに加えられた合併に関する会計上の課題も、同じく資産の評価に関わっていた。この評価方法の変更を含んだ商法改正に、経済団体を通してこのような有力株主達の影響力が大きく働いていたことは、当時の日本経済のかかる事情を明確に表すものであったのである。

ではこの時期の建設業にとって会計の意義がどこにあったのか、という問題を考える上では一般の建設業者と東京湾埋立の対比は、有力な手掛かりを与える。土木業を営んでいた東京湾埋立は、他の土木、建築を請負う建設業者と比較して特殊な事例であるといえる。当時、一般的の建設業者は未だ労働集約的であり多額な資金を必要とせず、従って労務管理を中心としていたのに対して、東京湾埋立では設立に際して多大な固定資産を必要とし、創業者浅野総一郎が長期融資者としての出資者を募っていた。そして、当時の資金調達を企業活動の要としていた企業の場合と同様に、それらの出資者、実質的な債権者に対する担保力、定率配当支払保証の表示が財務諸表中の貸借対照表であった。このような資金調達の特性を持つ企業群においては、商法の規定にあるように財務会計、とりわけ貸借対照表が重視される傾向であったのである。

それに対して一般的な建設業は労務管理中心の営業であったため、必要な固定資産は大きなものではなかった。当時次第に法人化が進められていったが、同族間の合名会社、合資会社がほとんどで、資金は個人蓄積も含めた留保金であった。他方、事業内容においては同時に別種の工事を請負う事例が次第に増加しており、請負工事毎のリスク管

理が重要であったことから、工事毎の費用の把握に关心が高かった。そのために会計においては原価計算に主眼が置かれつつあった事例がみられる。また、請負事業である一般の建設業においては信用取引の割合もそれ程多くなく、自己資本の比率も高く、この場合には、商法で規定されているような貸借対照表重視というよりは、管理会計、特に損益計算書が重視される傾向であったと推察されるのである。

派生的に成立してきた産業である建設業でも、資本主義経済の発展がみられたこの時期においては、市場の拡大とともに、組織経営の整備がみられた。しかし当時唯一の会計規定であった商法の計算規定からみると、東京湾埋立のようなケースを例外として、一般の建設業では会計に関する要請に相違がみられた。その相違は、多大な固定資産を必要としなかった事業経営からくる、調達資金源泉の構成、内容の相違に由来するものであったのである。

※本稿の執筆にあたり、貴重な資料の閲覧を許可して下さった東亜建設工業株式会社の北村博会長、谷積正經理部長に深く感謝申し上げます。

注

- 1) 高橋伸子「明治期における建設業の発祥と会計意識についての考察」『札幌大学短期大学部紀要』No.40、2002年9月
- 2) ここでの商法改正の変遷については全て、三枝一雄『明治商法の成立と変遷』三省堂、1992年、135頁～368頁に依っている。
- 3) 現在の東京商工会議所は、明治11年に「東京商法会議所」として発足、明治16年には「東京商工会」に改編、明治24年に新法に基づき「東京商業会議所」、昭和3年には商工会議所法施行に基づき「東京商工会議所」となった。その後昭和18年に新法に基づき「東京都商工経済会」に改編、戦後の昭和21年に再び「東京商工会議所」となっており、名称が変更されている。そのため、本稿でも時期によって名称が異なっている。
- 4) 東京商工会議所百年史編纂委員会『東京商工会議所百年史』東京商工会議所、1979年、36頁
- 5) 森田良雄『日本経営者団体発展史』日刊労働通信社、1958年、32頁
- 6) 東京商工会議所、前掲書、52頁

- 7) 岩下秀男『日本のゼネコン—その歴史といま』相模書房、1997年、97～99頁
- 8) 菊岡俱也『建設業を興した人びと—いま創業の時代に学ぶ』彰国社、1993年、263頁
- 9) 森田、前掲書、59頁
- 10) 小野一成『鹿島建設の歩み 人が事業であった頃』鹿島出版会、1989年、151頁
- 11) 小野、前掲書、182～185頁
- 12) 鹿島守之助『鹿島守之助経営論選集①』鹿島研究所出版会、1974年、59頁
- 13) 鹿島、前掲書、65頁
- 14) 鹿島、前掲書、69頁
- 15) 竹中工務店九十年史編纂プロジェクトチーム『竹中工務店九十年史 1899—1989』竹中工務店、1989年、42頁
- 16) 竹中工務店、前掲書、46頁
- 17) 清水建設株式会社『清水建設百八十年』清水建設株式会社、1984年、29頁
- 18) 清水建設、前掲書、379頁
- 19) 寺谷武明「産業財閥—浅野・川崎・古河—」、安岡重明編『日本の財閥 日本経営史講座 第3巻』所収、日本経済新聞社、1976年、76頁
- 20) この項での浅野の足跡、東京湾埋立株式会社の設立の経緯については全て、東亜建設工業株式会社『東京湾埋立物語』東洋経済新報社、1989年、に拠る。
- 21) 由井常彦、浅野俊光『日本全国諸会社役員録1（明治26年～明治28年）～『日本全国諸会社役員録16（明治45）』1988～1989年、柏書房
- 22) 『東京湾埋立物語』65頁
- 23) 寺谷、前掲書、102頁
- 24) 杉山和雄「企業金融」、中川敬一郎編『日本の経営 日本経営史講座 第5巻』所収、日本経済新聞社、1977年、222～225頁
- 25) 中川敬一郎「[総論] 日本的経営—その比較経営史的考察—」、中川敬一郎編『日本の経営 日本経営史講座 第5巻』所収、日本経済新聞社、1977年、30頁
- 26) 和田一夫、小早川洋一、鈴木恒夫「明治期における役員会の規模と役員—明治期役員分析の基礎作業（1）—」、東京大学経済学部ディスカッション・ペーパー No.44、2000年に、当時の個々の役員の個人名と関係する会社数についての一覧表がある。